契約職員・短時間勤務職員のみなさん

=組合の力で今年から夏季休暇が制度化=

平成 16 年度は夏季休暇なし

平成 16 年 4 月に北海道大学は法人化され、教職員の身分・労働条件に関しては北海道大学が独自に決めることができるようになりました。夏季休暇については、正規職員（定員内職員）には公務員時代から連続３日間で制度化されていましたが、契約職員・短時間勤務職員（定員外職員）には制度化されていませんでした。組合は、法人移行時に契約職員・短時間勤務職員の「３日間の夏季休暇」を要求しましたが、残念ながら平成 16 年度の夏季休暇は正規職員のみとなりました。

平成 17 年度は「試行」で２日（１日）の夏季休暇

組合はその後も、団体交渉で契約職員・短時間勤務職員の夏季休暇を強く要求し、平成 17 年度については「試行」で契約職員・短時間勤務職員の夏季休暇が実現しました（平成 17 年６月 30 日、中村総長と伊藤執行委員長「施行による夏季休暇に関する合意書」※調印）。「試行」内容は、１週間の労働日数が４日以上の者は２日、１週間の労働日数が３日以下の者は１日の夏季休暇でした。

※ http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/htm/kousyou/050630.jpg

今年度から３日（３～１日）の夏季休暇

組合は、契約職員・短時間勤務職員への「３日間の夏季休暇」の制度化を要求し続けました。また、上記の組合との「合意書」には、「試行休暇の取得状況及び業務への影響を調査したうえで、その結果を基に検討する」という一項が含まれていたため、北海道大学は、平成 18 年４月１日の就業規則改定で契約職員・短時間勤務職員への夏季休暇を制度化することにしたのです。契約職員・短時間勤務職員の夏季休暇は以下の通りです。

契約職員	夏季休暇日数	３日		
短時間勤務職員	１週間の労働日数	５日	４日	３日
	１年間の労働日数	２１７日以上	１６９～２１６日	１２１～１６８日
	夏季休暇日数	３日	２日	１日

夏季休暇は有給休暇であり、７～９月（北大病院に勤務する職員で業務の都合上７～９月の期間内が無理の場合は６～11 月）の期間内に３日（３～１日）連続して取得できます（原則として分割はできません）。

組合は働きがいがあり夢と希望の持てる職場(北海道大学)をめざして
これからも努力を続けます

あなたも是非
北海道大学教職員組合へご加入ください！

http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/　電話(011)746－0967

2006 年 6 月　北海道大学教職員組合